

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例【追加議案】の概要

後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している「保険料の軽減措置に係る特例措置」等について、国民健康保険法施行令（以下「政令」という。）の改正が行われました。

以上を踏まえ、川崎市国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。

1 政令で定める「保険料の軽減措置」（現行基準）

(1) 所得の基準による「保険料の軽減措置（減額賦課）」

国民健康保険の加入者は、構造上、高齢者や低所得者が多いことから、保険料の負担軽減を図ることを目的として、所得の基準による均等割額及び平等割額の軽減措置を実施しています。

【国民健康保険料の軽減 判定基準】

判 定 基 準	軽減割合
所得（※）が33万円以下	7 割
「所得（※）－〔（世帯の被保険者数－国保に加入している世帯主）×24万5千円〕」が33万円以下	5 割
「所得（※）－（世帯の被保険者数×35万円）」が33万円以下	2 割

（※）判定に用いる所得とは、被保険者及び世帯主（擬制世帯主を含む）の当該年度の前年中における総所得金額等の合計金額のことをいいます。

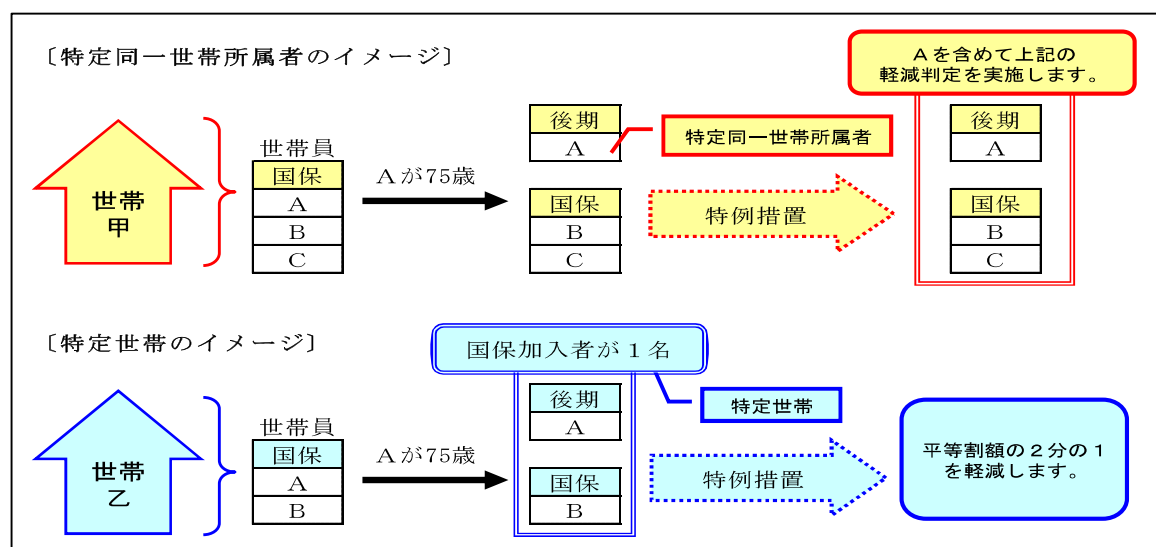
(2) 「特定同一世帯所属者」に係る特例措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者を、5年間は、「特定同一世帯所属者」として、上記判定基準の『所得の算定対象者』及び『世帯の被保険者数』に含めて判定を実施しています。

(3) 「特定世帯」に係る特例措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した結果、国民健康保険の被保険者が1名となる世帯については、5年間は「特定世帯」として、医療分保険料及び支援分保険料の平等割額の2分の1を軽減する特例措置を実施しています。

【図1】「特定同一世帯所属者」及び「特定世帯」イメージ図



2 平成 25 年 2 月 22 日公布の改正政令の内容

後期高齢者医療制度施行 6 年目に突入することに伴い、平成 25 年度には初めて 1 (2) 及び(3) の特例措置が終了する世帯が生じることとなります。

厚生労働省は、特例措置が終了する世帯に係る保険料の負担増加による影響が大きいことを踏まえ、次のとおり政令改正を行いました。

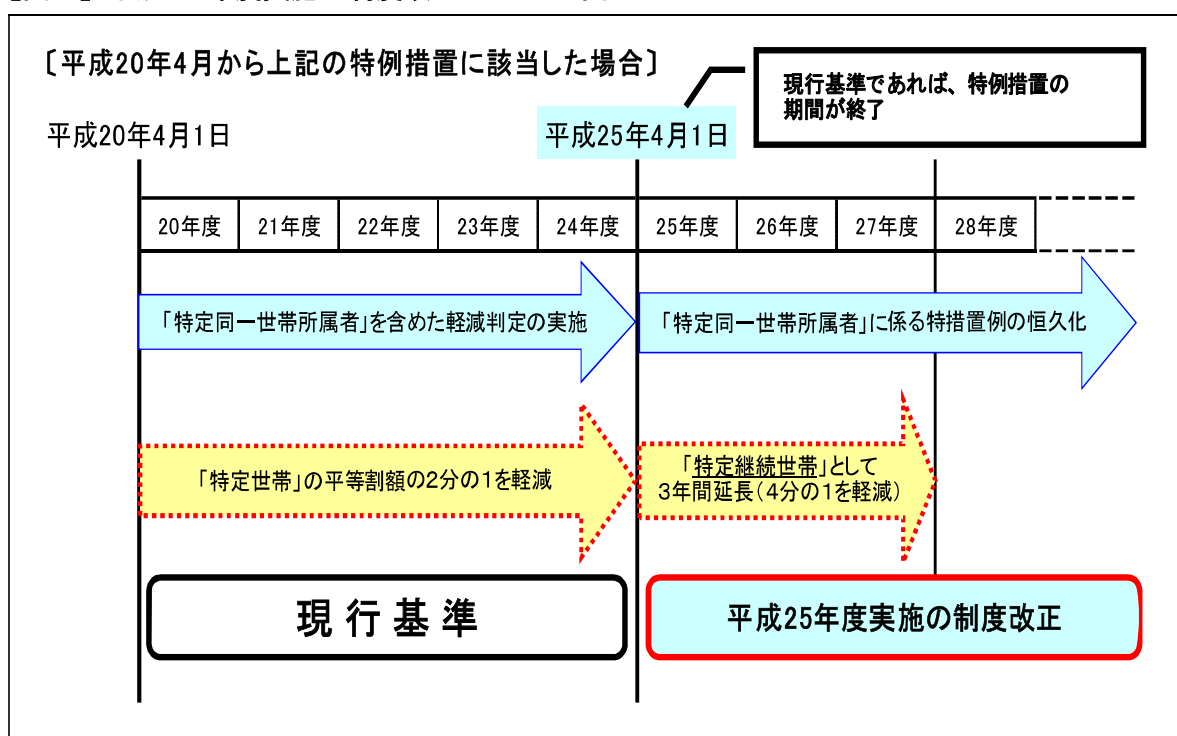
(1) 改正内容 1 : 「特定同一世帯所属者」に係る特例措置の恒久化

(2) 改正内容 2 : 「特定世帯」に係る特例措置を 3 年間延長

延長された期間に係る平等割額の軽減割合は、現在の半分に縮小されます。

⇒ 特定世帯に該当してから 5 年間は 2 分の 1 軽減、6 年目から 8 年目までは 4 分の 1 軽減。

【図 2】平成 25 年度実施の制度改正 イメージ図



3 平成 25 年 1 月 25 日公布の改正政令の内容

高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業（医療に要する費用を市町村等が共同で負担するための交付金事業）の拠出に要する費用を、平成 25 年度まで基礎賦課総額（医療分保険料の賦課総額）に含める特例を、平成 26 年度まで延長する政令改正が行われました。

4 川崎市国民健康保険条例（以下「条例」という。）への影響

上記 2 及び 3 については、政令の基準に従い条例で定めていることから、次の条文の改正を行います。

【改正条文】

- ・ 条例第 18 条（基礎賦課額の保険料の料率）
- ・ 条例第 24 条（後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率）
- ・ 条例附則第 2 項（平成 24 年度及び平成 25 年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (基礎賦課額の保険料の料率) 第18条 基礎賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の65に相当する額を第14条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数 (2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 <u>アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u> ア <u>イ及びウに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下このアにおいて「特定月」という。）以	○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (基礎賦課額の保険料の料率) 第18条 基礎賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の65に相当する額を第14条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数 (2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 <u>ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額</u> ア <u>イに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の<u>属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）</u>と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保

改正後	改正前
<u>後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ウ及び第24条第1項第3号において「特定継続世帯」という。）の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u> イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 <u>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u> 2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。 3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率） 第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の100分の65に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定	険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 （新設） 2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。 3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。 （後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率） 第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の100分の65に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定

改正後	改正前
める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数 (2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 <u>アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u> ア <u>イ及びウ</u>に掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 <u>アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u> 2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。 3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。	める方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数 (2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 <u>ア又はイ</u>に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ<u>ア又はイ</u>に定めるところにより算定した額 ア <u>イ</u>に掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 (新設) 2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。 3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

改正後	改正前
附 則 (平成24年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例) 2 平成24年度から平成26年度までの各年度における第13条の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。	附 則 (平成24年度及び平成25年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例) 2 平成24年度及び平成25年度における第13条の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。